労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、デルタ航空日本支社労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年５月１日以降、同組合の組合員が従事するデルタ航空会社の全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年４月30日

厚生労働大臣　長妻　　昭

国家試験

平成22年度旧司法試験第二次試験論文式試験の試験場

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）附則第７条の規定により、司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成22年７月18日及び19日に施行する平成22年度旧司法試験第二次試験論文式試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成22年４月30日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

（試験地）	（試　験　場）
札幌市	札幌第三合同庁舎〔札幌高等検察庁〕（札幌市中央区大通西12丁目）
東京都	武蔵大学江古田キャンパス（練馬区豊玉上１―26―１）
吹田市	関西大学千里山キャンパス（吹田市山手町３―３―35）
福岡市	福岡高等検察庁（福岡市中央区舞鶴２―５―30）

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十七日（火）

○国会提出案件（抜粋）

一　「平成二十一年度森林及び林業の動向」及び「平成二十二年度森林及び林業施策」について（決定）（農林水産省）

一　「平成二十一年度中小企業の動向」及び「平成二十二年度中小企業施策」について（決定）（経済産業省）

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年４月30日　那覇地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年５月14日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　那覇地方裁判所

２　被告事件名　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

３　被告人氏名　兼城　　保

４　公判期日　平成22年４月16日（第１回）

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

現金５万8,000円（那覇地方検察庁平成22年領第185号符号36）、現金285万8,000円（同号符号38）、現金100万円（同号符号39）、現金49万4,000円（同号符号43）、バカラ台（８人用）１台（同号符号44）、バカラ台（10人用）１台(同号符号45)、バカラ台（10人用）１台（同号符号46）、バカラ台（10人用、ＶＩＰ用）１台(同号符号47)

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、那覇市松山２丁目９番６号２階所在のカジノ賭博店「ベラージオン」を豊見山芳宏と共同して経営するものであり、同店の営業に携わる人的構成は、バカラ賭博場を開張して利益を得る共同の目的を有する被告人、前記豊見山及び同店従業員約34名で構成される継続的結合体であって、同結合体は、被告人及び前記豊見山の指揮命令に基づき、その構成員があらかじめ定められた任務の分担に従い一体となって行動する組織により前記目的を実現する行為を反復して行う団体であるが、被告人は、前記豊見山、同店従業員幸地良恒、同八木直哉及び同大城慶哉らと共謀の上、被告人及び前記豊見山の意思決定に基づき、被告人及び前記豊見山が自ら経営者となり、前記幸地に「社長」として同店の営業全般を統括管理するなどの任務を、前記八木及び前記大城に「黒服」として賭博進行状況を監督しつつ賭客の対応をするなどの任務をそれぞれ分担させ、その分担に従って、平成22年１月17日から同年２月３日までの間、同店においてバカラ賭博場を開張し、賭客上地清良らをして、賭金代用チップ及びトランプカードを使用して金銭を賭けさせてバカラ賭博を行わせ、その際、同人らからコミッションの名目で金銭を徴収してその利益を前記団体に帰属させ、もって団体の活動として賭博開張図利の罪に当たる行為を実行するための組織により賭博場を開張して利益を図ったものである。

７　所有者　兼城　　保、豊見山芳宏

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年４月２日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年４月30日

財務大臣　菅　　直人

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名　　称	製品の区分		
紙巻たばこ	ウィンストン・ウルトラワン・100′ｓ・ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	290円
紙巻たばこ	ウィンストン・エクストラ３・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	290円
紙巻たばこ	ウィンストン・ライト・６・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	290円

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成22年４月30日

財務大臣　菅　　直人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	4,742	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	5,754	